

懸賞金付預貯金等の懸賞金等々の道府県民税  
 利子割特別徴収税額計算書

種 類	懸賞金付預貯金等の懸賞金等、定期積金、掛金の給付補てん金、低 当証券の利息、貴金属等の売戻し条件付売買の利益、外貨建預貯金 等の為替差益、一時払養老保険、一時払損害保険等の差益																							
	区 分	支 払 額					税 額																	
課 税	13	11	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円	21	億	千	百	十	万	千	百	十	円		
		懸賞金付預貯金等																						
	14	12											22											
	15	13											23											
	16	14											24											
	17	15											25											
	18	16											26											
	19	17											27											
非 課 税	非居住者	18																						
	その他	19																						
計		20											28											
摘 要																								

備考

- 1 この計算書は、「種類」の欄の種類異なるごとに各別に作成し、提出すること。
- 2 この計算書の記載の要領は、次によること。
  - (1) 「非課税」の欄の「その他」の欄の「支払額」の項には、利子割が課されない次のものについて記載すること。
    - イ 所得税法第9条の2第1項に規定する老人等の郵便貯金の利子、同法第10条第1項に規定する老人等の少額預金の利子等及び租税特別措置法第4条第1項に規定する老人等の少額公債の利子
    - ロ 租税特別措置法第4条の2第1項に規定する勤労者財産形成住宅貯蓄の利子等及び同法第4条の3第1項に規定する勤労者財産形成年金貯蓄の利子等
    - ハ 所得税法等の規定により非課税とされる当座預金の利子、こども銀行の預貯金の利子等、オープン型の証券投資信託の収益の分配のうち一定のもの、公益信託の信託財産につき生ずる利子、納税準備預金の利子及び納税貯蓄組合預金の利子
  - (2) 「摘要」欄には、合同運用信託又は特定投資信託以外の投資信託の収益の分配について法第71条の7第1項の規定により控除した利子割の額がある場合には、その旨及びその利子割の額を記載すること。